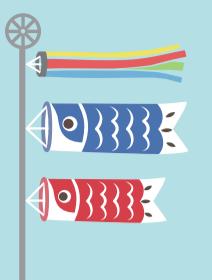


INFORMATION

情報ひろば

※市外局番「0422」は省略。



申し込みの記入例

- あて先 各記事の申込先、住所の記載がないものは「〒181-8555三鷹市役所〇〇課」
- 必要事項 ①行事・事業名(希望日・コース・回)、②申込者の郵便番号・住所、③氏名(ふりがな)、④年齢(学年)、⑤連絡先(電話番号・ファックス番号・メールアドレス)、⑥そのほか必要事項(保育・手話希望の有無など)

お知らせ

みたか観光案内所
臨時休業のお知らせ

下記期間中、三鷹の森ジブリ美術館の三鷹市・近隣市民枠チケットの販売も休止します。

■ 5月13日(火)～18日(日)
問 NPO法人みたか都市観光協会☎ 40-5525

下連雀むらさき地区公会堂
休館のお知らせ

防水改修工事のため、休館します。
■ 6月1日(日)～9月30日(火)

問 コミュニティ創生課☎ 29-9611

三鷹市職員の公益通報制度

組織の自浄作用により市政の透明性を高め、常に適法・公正なものにするための制度です。

市職員が市の事務事業に関し法令違反の事実などを知った場合は、庁内の公益通報委員会に通報し、同委員会が調査・市長などへ報告します。また、通報内容に違法・不当な事実があった

場合は、直ちに是正措置を講じます。
なお、令和6年度の通報はありませんでした。

問 政策法務課☎ 29-9165

自転車ロードレース
「THE ROAD RACE TOKYO TAMA 2025」に関する説明会

7月13日(日)に東京都が実施する同レースに関する説明会を開催します。

■ 5月30日(金)午後6時30分から
所 大沢コミュニティセンター

申 当日会場へ

問 スポーツ推進課☎ 29-9863

フードドライブを実施します

米や缶詰、インスタント食品、調味料など、未開封で常温保存ができ、賞味期限が1ヶ月以上残っている食品(生ものを除く)を受け付けます。

■ 6月6日(金)午前10時～午後3時
所 市役所1階市民ホール

申 当日会場へ

問 NPO法人フードバンクみたか☎ 080-5545-1169(月・木曜日午前10時～午後3時)

5月は赤十字会員
増強運動月間です

寄付金は、災害救護・支援活動をはじめ、医療・献血事業、福祉施設の運営など、日本赤十字社が行う人道的活動支援に活用されます。

※寄付金は三鷹市社会福祉協議会(元気創造プラザ3階)でも受け付けます。

問 同協議会☎ 46-1108

地域のサロン活動資金を
助成します

▲次のすべてに該当する自主サークル
①80団体、②20団体(市内で月1回以上、サロン(参加者3人以上)での地域の仲間づくりや助け合い活動を行っている、ほかの団体・機関から活動の助成を受けていない、前年度からの繰越金が1万円を超えない、政治・宗教・営利目的でない団体)

※これから立ち上げる活動も対象。

◆助成額 1団体につき上限10,000円(交付後、活動報告書などを提出)

■ ①5月12日(月)～6月20日(金)、②9月22日(月)～10月31日(金)に必要書類(三鷹市社会福祉協議会HPで入手)を

みたかボランティアセンターへ(申込多数の場合は抽選)

問 同センター☎ 76-1271

不動産の相続登記が義務
化されました

相続人はその所有権の取得を知った日から3年以内に不動産の相続登記をすることが必要になりました。令和6年4月1日の施行日前に相続の開始があつた場合にも適用されます。詳しくは東京法務局HPをご覧ください。

問 同局府中支局☎ 042-335-4753

税 金

6月2日(月)は固定資産税・
都市計画税(第1期)の
納期限です

市税を未納のままにすると、法令に基づき、延滞金が加算されます。納付は口座振替のほか、コンビニエンスストアやペイジー対応のATM、スマートフォンアプリからでも可能です。

◆納税には安心・便利な口座振替をご利用ください

お申し込みは取扱金融機関、または納税課(市役所本庁舎2階24番窓口)へ(ゆうちょ銀行は同行窓口)。

※キャッシュカードによる口座振替受付サービスを実施しています。

問 同課☎ 29-9218(口座振替)・☎ 29-9210(納税相談)

軽自動車税(種別割)の
納税通知書を4月30日に
発送しました

税率など詳しくは、同封のお知らせをご覧ください。納期限は6月2日(月)です。

問 市民税課☎ 29-9193

国保・年金

国民年金の付加年金に
ついて

月額保険料17,510円(令和8年4月からは17,920円)に付加保険料400円を加えると、200円×納付月数が、付加年金として老齢基礎年金に毎年上乗せされます。加入、脱退はいつでもできます。第3号被保険者、免除該当者(産前産後免除を除く)、国民年金基金加入者などは加入できません。

■基礎年金番号が分かるものと本人確認書類を市民課(市役所1階3番窓口)または市政窓口へ

問 同課☎ 29-9190、武蔵野年金事務所☎ 56-1411

◆低所得者に対する保険税軽減の対象世帯を拡充(青字は変更点)

世帯の所得の合計(国保の被保険者でない世帯主を含む)が一定額以下の場合、均等割額を減額します。

軽減率	変更前(6年度)	変更後(7年度以降)
7割	43万円+10万円×(給与所得者等の数(※1)-1)以下	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割	43万円+29.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数(※2))+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+ 30.5万円 ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割	43万円+54.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+ 56万円 ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下

※1 給与所得者等とは、給与所得または公的年金等の所得がある方です。

※2 特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療の被保険者に移行した方です。